

建建監 第 13 号

令和5年 8月 8日

京都府建設業協会京都支部 御中

京都市建設局長 古川 真文
担当 建設企画部監理検査課

土木請負工事必携の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

土木請負工事必携（以下「必携」という。）は、土木請負工事における契約書の内容の補完及び施工に当たり必要とする発注者の技術的要求を示すことを目的として、現在、令和4年11月に改定された必携で運用しています。

この度、必携を改定し、令和5年9月以降に起案する工事から適用することとしましたので通知いたします。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

土木請負工事必携（工事関係提出書類の様式、土木工事共通仕様書、
土木工事施工管理基準）の主な改定内容

1 改定概要

(1) 工事請負契約書

本改定に合わせ、「土木請負工事必携」に掲載されている工事請負契約書は最新のものに差し換える。（令和5年4月1日時点の契約書を掲載しているが、随時、内容が見直される。）

(2) 工事関係提出書類の様式

押印又は署名を求めている様式の見直しを行い、記名（署名または押印を含む）を求めるものとする。

(3) 土木工事共通仕様書

共通仕様書は、契約図書の一部となるものであり、契約条件を明確化させるものである。
主な改定内容は、以下のとおりである。

ア 条文の追加・変更等

1-1-1-2-25 工事写真

- ・「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）の改定の更新

1-1-1-19-4 再生資源利用（促進）計画

- ・誤植修正
- ・再生資源利用（促進）計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならないことについて追記

1-1-1-21-1 工事完成通知書の提出

- ・監督職員を通じて発注者に提出と追記

1-1-1-24-3 標示板の設置

- ・文言の統一
- ・最新通達の適用

1-1-1-43 石綿使用の有無

- ・新規追加

1-2-2-1-0 第2節 適用すべき諸基準

- ・改定までの読替え明示

2-2-3-1-1 適合規格

- ・規格の追加

2-2-8-3-0 再生用添加剤

- ・法令改正年月の更新

3-1-1-7-1 工事完成図書

- ・工事完成図書の項目修正

3-2-2-0-0 適用すべき諸基準

- ・改定までの読替え明示
- ・日本薬液注入協会の名称変更

- ・法令改正年月等の更新
- ・地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル(平成23年8月)を追記

3-2-6-7-4 加熱アスファルト安定処理の規定

- ・中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合について追加

3-2-17-3-2 剪定の施工

- ・厚生労働省ガイドラインの改正

6-3-2-0-0 適用すべき諸基準

- ・年度更新

6-5-1-0-5 適用規定 (3)

- ・年度更新

9-1-3-5-1 一般事項

- ・指示の文言追加

10-1-2-0-0 適用すべき諸基準

- ・改定までの読替え明示
- ・指針名の修正
- ・便覧発行日修正
- ・ハンドブック発行元名修正

10-6-5-3-11 横断目地

- ・トンネル覆工コンクリートの目地の形状に係る項目追加

10-16-24-4-29 超音波探傷試験の検査技術者

- ・技術資格名の表記修正

イ 主な諸基準類の発行年次の更新

(改定)

- ・国土交通省 デジタル工事写真の黒板情報電子化について (H29.1→R3.3)
- ・国土交通省 河川砂防技術基準 (R3.4→R4.6)
- ・国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (R3.3→R4.3)
- ・日本道路協会 落石対策便覧 (H12.6→H29.12)
- ・環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第62号) (H元.6→R3.10)

(追加)

- ・地盤工学会 地山補強土工法指針・施工マニュアル(平成23年8月)

(4) 土木工事施工管理基準

ア 出来形管理基準

1-3-7-4 組立て

- ・「かぶりt」の「規格値」の記載内容を追記、「測定箇所」に「設計かぶり・最小かぶり」を図示

3-2-3-28 プレキャストカルバート工(プレキャストボックス工)(プレキャストパイプ工)

- ・「節」の記載標記を変更

3-2-10-10 地中連続壁工(柱列式)

- ・「測定基準」に「D:杭径」を追記し、「摘要」に記載の「D:杭径」を削除

3-2-12-3-1 桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) / (シミュレーション仮組立検査)

を行う場合))

・「測定基準」の「構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定」の段落修正

3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工

・「規格値」の「設計値」の位置修正

7-2-5-2 捨石工

・「測定項目」の「基準高」の位置修正

7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工

・「測定項目」の「基準高」の位置修正

8-1-9-5-1 鋼製堰堤本体工（不透過型）

・「測定箇所」の幅「w2」に内容修正

10-6-4-3 吹付工

・「測定基準」の「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」に内容修正

イ 品質管理基準

10 下層路盤 / 施工 / 必須

・「現場密度の測定」の「規格値」の「歩道箇所：最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上」に修正

11 上層路盤 / 施工 / 必須

・「現場密度の測定」の「規格値」の「歩道箇所：最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上」を追記

14 アスファルト舗装 / 舗設現場 / 必須

・「現場密度の測定」の「規格値」の「車道（歩道乗入部含む）箇所：」及び「歩道箇所：」に内容修正

35 排水性舗装工・透水性舗装工 / 舗設現場 / 必須

・「現場密度の測定」の「規格値」の「車道（歩道乗入部含む）箇所：」及び「歩道箇所：基準密度の90%以上」に内容修正

ウ 写真管理基準

写真管理基準

・写真の省略について、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改正について」を追記

2 ホームページでの閲覧及びダウンロード

この土木工事請負必携は、紙媒体による図書の発行は行わない。

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用されたい。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

3 適用

土木請負工事必携（工事関係提出書類の様式、土木工事共通仕様書・土木工事施工管理基準）

特記仕様書に適用年月日を記載し、これに従う。

（令和5年9月以降に起案する工事から適用する。）